○三豊市子ども医療費助成に関する条例施行規則

平成18年1月1日
規則第87号
改正　平成18年3月31日規則第198号
平成18年6月23日規則第221号
平成18年9月29日規則第238号
平成19年5月17日規則第34号
平成19年11月27日規則第49号
平成19年12月5日規則第51号
平成20年6月27日規則第34号
平成21年7月10日規則第32号
平成22年3月18日規則第3号
平成22年7月5日規則第22号
平成26年12月26日規則第33号
平成27年12月25日規則第36号

(趣旨)

第1条　この規則は、三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の登録)

第2条　条例第4条の規定により助成を受けようとする者は、子ども医療費受給資格登録申請書(様式第1号)を市長に提出して、受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格者証の交付)

第3条　市長は、前条の規定により登録した者(以下「受給資格者」という。)に対し、子ども医療費受給資格者証(様式第2号。以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。

2　受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格者証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(受給期間)

第4条　受給期間は、受給資格要件を得た日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(受給資格者証の提示)

第5条　受給資格者は、その保護する子どもについて医療を受けるときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(助成の申請及び請求)

第6条　条例第5条第1項ただし書に規定する助成の申請は、子ども医療費支給申請書(様式第4号。療養費に係る医療費については様式第5号とし、訪問看護に係る医療費については様式第6号とする。)を市長に提出することにより行わなければならない。

2　条例第4条ただし書に規定する助成の請求は、子ども医療費請求書(様式第7号)及び子ども医療費受給者別一覧表(様式第7号の2)を市長に提出することにより行わなければならない。

(助成の決定)

第7条　市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、申請者に支給するものとする。

(届出事項)

第8条　受給資格者は、自己又は、その保護する子どもについて、住所の変更又は加入保険の変更があったときは、子ども医療費受給資格内容等変更届(様式第8号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の返還)

第9条　受給資格者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年高瀬町規則第4号)、山本町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年山本町規則第3号)、三野町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成6年三野町規則第16号)、豊中町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年豊中町規則第4号)、詫間町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年詫間町規則第146号)、仁尾町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年仁尾町規則第4号)又は財田町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年財田町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成18年規則第198号)

1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2　改正後の様式第4号は、平成18年4月1日以後に受けた保険給付に係る乳幼児医療費の支給申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る乳幼児医療費の支給申請については、なお従前の例による。

3　改正前の様式第4号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則(平成18年規則第221号)

(施行期日)

1　この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日前に行われた医療等にかかる乳幼児等医療費等の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成18年規則第238号)

(施行期日)

1　この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の様式第4号及び様式第5号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則(平成19年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附　則(平成19年規則第49号)

改正　平成19年12月5日規則第51号

(施行期日)

1　この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある第11条の規定による改正前の三豊市生活保護法施行細則、第12条の規定による改正前の三豊市母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則、第13条の規定による改正前の三豊市乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の三豊市出産祝金条例施行規則、第15条の規定による改正前の三豊市老人医療事務取扱細則及び第17条の規定による改正前の三豊市障害者自立支援法施行細則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成19年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成20年規則第34号)

(施行期日)

1　この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の様式第4号、様式第5号並びに様式第5号の2による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則(平成21年規則第32号)

(施行期日)

1　この規則は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある改正前の三豊市乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成22年規則第3号)

(施行期日)

1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある第5条の規定による改正前の三豊市乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成22年規則第22号)

(施行期日)

1　この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある改正前の三豊市乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則(平成18年三豊市規則第87号。以下「旧規則」という。)の規定によってした処分、手続その

他の行為は、改正後の三豊市子ども医療費助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定によってしたものとみなす。

3　この規則の施行の際旧規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれ新規則の様式によるものとみなす。

4　この規則の施行の際旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成26年規則第33号)

(施行期日)

1　この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の三豊市子ども医療費助成に関する条例施行規則様式第7号の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成27年規則第36号)抄

(施行期日)

第1条　この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第13条　この規則の施行の際、第12条の規定による改正前の三豊市子ども医療費助成に関する条例施行規則による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。